

第2次
吹田市子供の夢・未来応援施策
基本方針



吹 田 市



はじめに

国民生活基礎調査によると、我が国の子供の相対的貧困率は、平成 24 年（2012 年）に過去最悪の 16.3%に達しました。その後、平成 27 年（2015 年）の時点では 13.9%、同じく平成 30 年（2018 年）には 13.5%と改善基調にはあるものの、依然として子供の 7 人に 1 人は、平均的な所得の半分を下回る収入の世帯で暮らしています。

このような状況のもと、平成 26 年（2014 年）1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）が施行され、それに続き「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が閣議決定されました。さらに、令和元年（2019 年）には法律及び大綱が見直され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することや、子供の最善の利益が優先考慮されること等が盛り込まれました。

本市では、平成 28 年度（2016 年度）に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、対策に関する基本的な考え方を「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」（以下、「第 1 次基本方針」という。）としてまとめ、すべての部局が共通認識・目的をもって、総合的な対策に取り組んできました。さらに、令和 4 年（2022 年）に改めて「子供の生活状況調査」（以下、「生活状況調査」という。）を実施するとともに、より広く民間の支援団体の声をお聞きしながら、法律や大綱の見直しポイントを踏まえて、庁内関係部局で構成する「吹田市子供の貧困対策に関するワーキングチーム」（以下、「庁内ワーキングチーム」という。）において議論を深めてきました。そしてこの度、子供の貧困対策の取組の姿勢や、新たに取り組むべき施策の方向性をまとめ、法律第 9 条第 2 項の市町村計画として「第 2 次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」（以下、「第 2 次基本方針」という。）を策定しました。

本市においても、2 度にわたり実施した調査で、およそ 10 人に 1 人の子供たちはいわゆる相対的貧困の状態にあることがわかっています。子供たちが、貧困の環境で育つことが原因で、やる気や意欲、可能性が摘み取られたり、生きる意味や目標を見失ったりすることは最大の不幸であり、あってはならないことです。貧困の連鎖を食い止め、現在から将来にわたって、すべての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を抱けるよう、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子供のことを第一に考えて共に取り組む必要があります。

吹田の次世代を担う子供たちの明るい未来のため、関係機関や地域と連携を深めながら、すべての部局がこの第 2 次基本方針のもと、共通認識をもって、子供の貧困の解消に向け施策を推進していきます。

目次

第1章 基本理念と取組姿勢.....	1
1 基本理念	1
2 取組姿勢	2
第2章 これまでの主な取組	3
1 教育の支援	3
2 生活の支援	3
3 保護者の就労及び経済的支援	4
第3章 実施計画	5
1 施策体系	5
2 改定のポイント	6
3 期間	6
4 支援の対象	6
5 実施体制と進捗管理	7
第4章 施策の展開と具体的な取組	8
1 重点施策と基本支援	8
重点施策Ⅰ 教育・学びへの支援	8
重点施策Ⅱ 生活・健康への支援	15
重点施策Ⅲ 保護者の就労・経済的支援	22
重点施策Ⅳ 支援体制の整備	28
2 子供の貧困に関する指標	34



第1章

基本理念と取組姿勢

1 基本理念

すべての吹田の子供たちが夢と希望を持って 成長していける地域社会の実現

- (1) すべての子供たちが現在から将来にわたり、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現を推進します。
- (2) 子供の年齢及び発達段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、健やかに育成される環境づくりを推進します。
- (3) すべての子供たちが、家庭や地域の中に安全で安心できる居場所を持ち、大人のサポートを受けながら「生き抜く力」を身につけ、自分の人生を自ら切り開いて、社会で活躍していくことを推進します。
- (4) 子供の貧困を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、個々の家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、貧困が連鎖しないよう、誰一人取り残さず、抜け落ちることのないことに主眼を置き、その解決や予防に向けて全庁を挙げて取り組んでいきます。

2 取組姿勢

(1) 貧困の連鎖を断ち切る

次世代を担う子供たちが現在から将来にわたって、前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会を実現できるよう、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、貧困の連鎖を断ち切ること、また、その予防に資する施策について、集中的・重点的に取り組みます。

(2) 妊娠・出産、子育て、子供の社会的自立まで切れ目のない支援体制

子供の健やかな成長のため、妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階で生じる課題について早期に把握し、切れ目なく必要な支援が提供できるよう、多様なサービス提供機関と情報の共有、連携を促進し、支援体制を強化します。

(3) 支援が届きにくい子供・家庭への対策を推進

アウトリーチによる取組を広げ、声を上げられない子供や自ら助けを求める力が弱い家庭に対しても支援が届ける、あるいは自らSOSを発する力を身に付けられるような支援を進めます。

(4) すべての部局が連携・協力して重層的に取り組む

施策を構築する際に「子供の貧困」に意識を向けることで、本市のすべての事業は、子供の貧困対策に資する事業へと発展させることができると考えています。子供の貧困対策推進のために、すべての職員が「子供の貧困」について、深く理解するとともに、各部局が、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服する切れ目のない包括的・重層的な支援を展開し、社会全体で子供の貧困に対応していく機運を醸成していきます。

第2章

これまでの主な取組

吹田市では、第1次基本方針のもと、子供の貧困対策に資する施策・事業について、庁内ワーキングチームでその進捗や課題を共有し、連携しながら推進しています。これまでの主な取組は以下のとおりです。

1 教育の支援

(1) 子どもの学習支援事業の拡大

平成28年度(2016年度)に生活困窮世帯の中学生を対象として、市内2カ所に学習支援教室を設置し、平成30年度(2018年度)には2教室を追加し、現在4教室で実施しています。子供2人につき学習支援員1人を配置し、生徒個別の課題に取り組み、本人の希望や成績に応じた現実的な進学指導を行うことで、参加者全員が高校に進学しています。

(2) スクールソーシャルワーカーの活動時間の拡充

各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置しています。令和元年度(2019年度)から活動時間数を1中学校ブロックあたり週10時間から20時間に拡充するとともに子供支援のためのサポートチーム編成の充実によって、いじめ、不登校、児童虐待等の問題解決につながっています。

2 生活の支援

(1) 子供の居場所への支援

令和2年度(2020年度)から、子供食堂に対する開設費等の補助金制度を創設するとともに、フードドライブを活用した食材寄附等により、子供食堂の活動を支援しています。令和3年度(2021年度)末時点で、市内に8カ所あり、食事の提供だけでなく、学習支援や地域住民との交流の場としても、子供たちの重要な居場所になっています。

(2) 妊産婦への支援

平成30年度(2018年度)には、産婦健診の一部公費負担を行うとともに産婦の家事や育児の負担軽減を図るため、産後家事支援事業を創設しました。令和元年度(2019年度)には産婦歯科健診を実施し、令和2年度(2020年度)には、妊婦健康診査の公費負担上限額を12万円に増額しました。また、令和4年度(2022年度)には、妊産婦に家事代行や助産師ケアに利用できる市独自のクーポンを発行するなど、産前産後の支援の充実に努めています。

(3) 児童虐待防止対策の強化

年々増加する児童虐待相談に対応し、社会福祉士等の多職種の専門職による多角的な視点でのリスクアセスメントを進めるため、令和 2 年度（2020 年度）に子ども家庭総合支援拠点を設置し体制の強化を図りました。

3 保護者の就労及び経済的支援

(1) ひとり親家庭支援の充実

母子・父子自立支援員や就業支援専門員が、ひとり親家庭が抱える様々な相談に対応し、生活の安定と自立の促進に向けた支援を行っています。

さらに、令和 2 年度（2020 年度）の中核市移行により、これまで大阪府が行っていたひとり親家庭への貸付事業を、相談から貸付まで本市が一体的に行うことができるようになり、個々の事情に応じたきめ細かな支援につながっています。

また、令和 3 年度（2021 年度）には養育費の取り決めに係る公正証書等の作成にかかった費用を補助する取組などを開始し、施策の充実を図りました。

(2) 就学費用の負担軽減

令和 3 年度（2021 年度）から、学習用端末を家庭で使えるように、通信環境のない生活保護世帯や就学援助費等認定世帯へモバイルルーターの貸し出しを行い、通信費の負担軽減を行っています。

(3) 子ども医療費の助成対象の拡充

平成 30 年度（2018 年度）には子ども医療費助成の所得制限撤廃の対象を小学校就学前から中学校まで引き上げ、さらに、令和 2 年度（2020 年度）には助成対象を 18 歳到達年度末までに拡充し、子供たちの健やかな成長を支援しています。

(4) 就職支援講座

令和 2 年度（2020 年度）から就労意欲がありながら、様々な阻害要因により就職困難となっているひとり親家庭に対して、一定の優先枠を設けて、就職に役立つ知識や資格の取得を受講料無料（交通費・テキスト代等は除く）で行っています。

(5) 就労体験事業

令和 3 年度（2021 年度）から、就労経験が少なくなかなか就職に至らない方の働くことへのきっかけとなるよう協力事業所における就労体験を実施しています。

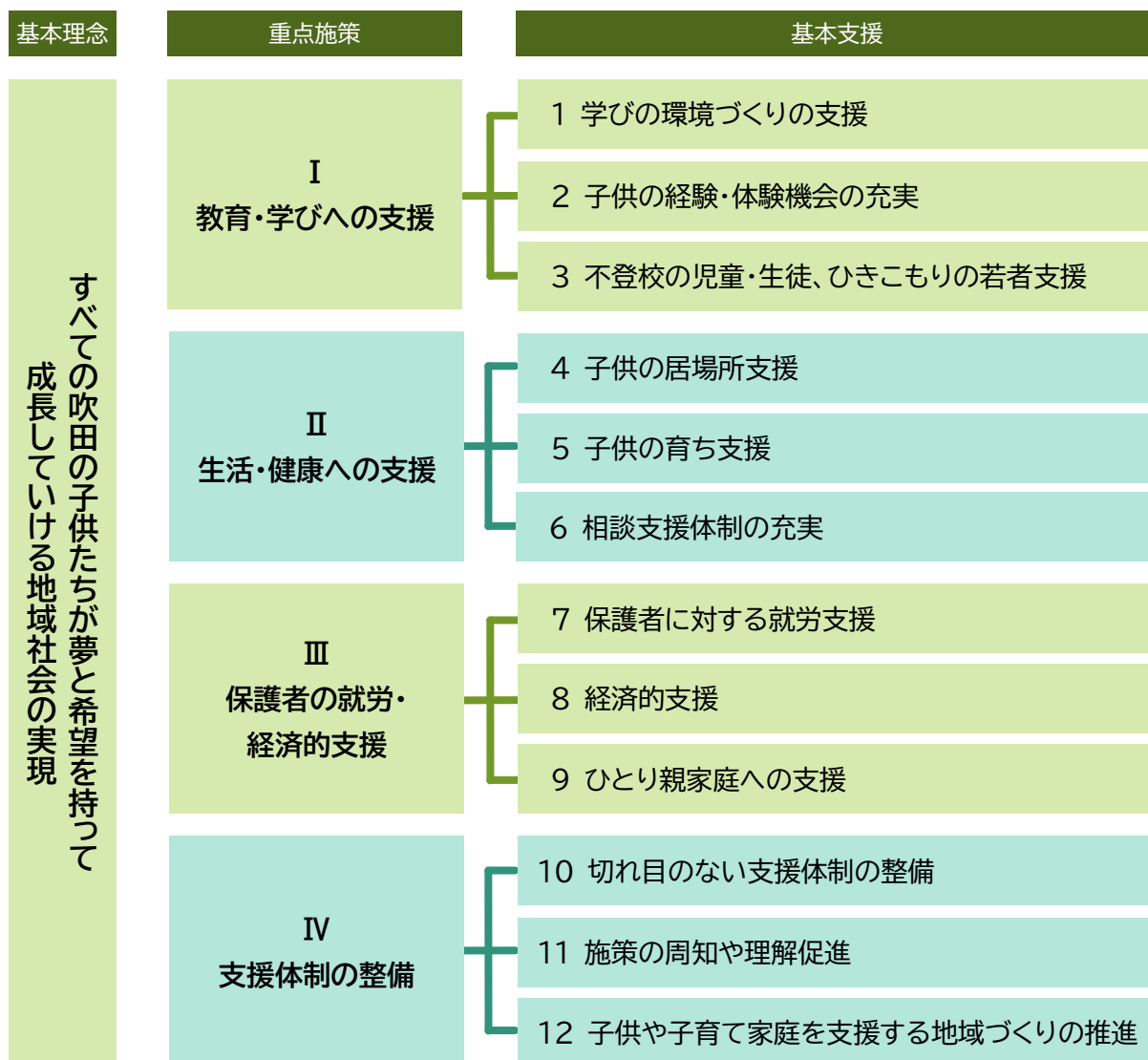
第3章

実施計画

1 施策体系

国の大綱では、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」を重点施策として取組を行っていくこととしています。

本市においては、大綱や生活状況調査等でみえてきた課題を踏まえて、以下の4つの重点施策と12の基本支援に整理し、効果的に取組を進めます。



2 改定のポイント

今回の第 2 次基本方針策定に当たって、本市の現状や生活状況調査の結果などを踏まえ、次のとおり、新たな基本支援項目を追加し、施策の体系も整理しました。

● 子供の経験・体験機会の充実

生活状況調査では、困窮度が高い世帯の子供ほど、学校外での習い事や家族以外の大人と関わる体験が少ない傾向がありました。子供が多様な人と接して様々な価値観に触れたり、経験を通して自己肯定感を身につけたりする機会が不足している傾向があります。

● 不登校の児童・生徒、ひきこもりの若者支援

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。不登校やひきこもりの背景には個々の事情により様々な要因がありますが、児童・生徒・若者の生活全体を視野に入れた支援の展開が求められています。

● 支援体制の整備

支援機関へのヒアリングでは、困難を抱えていても SOS を発信することができない家庭の存在が確認されました。育児の孤立化を防止するためには、子供や保護者が安心して生活できるよう相談体制の充実を図るとともに、身近な地域で子供や家庭を支えるような体制づくり、支援に確実につなげていくための切れ目ない包括的な支援、支援施策の周知、子供の貧困に対する理解促進など支援体制の整備が求められています。

3 期間

第 2 次基本方針は、子供の貧困対策に関する本市の基本的な考え方を示すとともに、具体的な施策や指標を定めています。よって、法律や大綱の見直し時期などを勘案するとともに施策の実効性を高める観点から、期間を令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や国の制度変更、本市の関連計画の見直し等に対応するため、必要に応じて第 2 次基本方針の内容を見直すこととします。

4 支援の対象

第 2 次基本方針における対象は、原則として、経済的な困窮のみならず、子供の健全な育成に必要とされる人的資源や社会的資源の不足による非経済的な困窮も含め、困難な生活状況に置かれた 0 歳から 18 歳までの子供とその家庭（妊娠期にある保護者を含む）とします。ただし、それぞれの子供の状況に応じた必要な支援は特定の年齢で途切れることなく行い、子供が大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを地域社会全体で支え、伴走していきます。

5 実施体制と進捗管理

(1) 実施体制

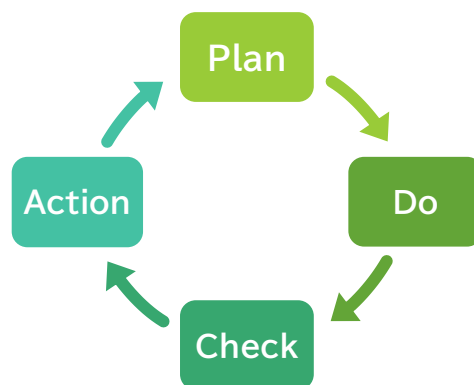
第2次基本方針の事業・施策の実施に当たっては、庁内の関係部局が連携して、事業・施策を総合的に推進する必要があります。庁内ワーキングチームにおいて、進捗状況や課題を共有し、部局間の連携や調整を図りながら、施策の推進に努めます。

また、国、府の関係各機関や、地域で子供・子育ての支援に携わっている社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域団体、教育・保育施設の事業者、NPO、民間企業等とも連携を図り、社会全体で子供の貧困対策を推進していきます。

(2) 進捗管理

効果的に事業・施策を推進していくために、PDCAサイクルを用い、毎年度の進捗状況を把握し、点検・評価を行い、その結果を踏まえて、事業・施策の充実・見直しを図ります。

また、その内容を、学識経験者や教育・保育関係者、公募による市民委員等から構成される「吹田市子ども・子育て支援審議会」に毎年、報告するとともに、本市ホームページで公表します。



計画(Plan)

・目標を設定し、それを実現するための事業・施策を策定(もしくは改定)

実行(Do)

・事業・施策を実施し、その成果を測定

評価(Check)

・測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

改善(Action)

・事業・施策の継続的改善・向上に必要な措置の実施

第4章

施策の展開と具体的な取組

1 重点施策と基本支援

重点施策Ⅰ 教育・学びへの支援

基本支援 1 学びの環境づくりの支援

現状と課題

困窮世帯ほど子供の家庭における学習習慣が身についておらず、学習の遅れを塾などで補うことも難しい傾向にあり、その結果として授業の理解度や成績の低さにつながり、進学希望にも影響していると考えられます。

支援の方向性

学ぶことのできる場の提供や、学習への動機付けを含めた学習支援が必要です。さらに子供の個性に適した進路選択と、その後も充実した生活が送れるように継続して支援していくことが必要です。

取組の視点

- (ア) 主に生活困窮世帯の子供に注力した支援を行い、高校進学を支えます。
- (イ) 家庭事情や経済的な理由などで夢や希望を閉ざされることなく、将来に展望を持てるよう相談支援を行い、子供や保護者の悩みや不安を解消します。
- (ウ) 様々な形で学習機会を提供することで学習意欲の醸成や学習習慣の定着を図り、将来の充実した生活の実現に向け支援します。
- (エ) 外国人児童・生徒に対しては個々の状況に応じて、日本語指導並びに母語の保持への支援に努めます。

事業名・取組名	内容	担当所管
生活困窮世帯の 子どもの学習支援 教室事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生を対象に、学ぶ場の提供、学習への動機付けを含めた学習支援を実施し、対象者にあった高校進学及びその後の円滑な高校生活を実現するため無料の学習支援教室を運営。	生活福祉室
小学校スタート アップ事業	小学校 1・2 年生がスムーズに小学校生活へ移行できるよう、スターターを各校 1～2 名配置し、学習面・生活面でのきめ細かな支援の充実を図ると共に、虐待やいじめ等の個別課題の早期発見・改善につなげる。	学校教育室
習熟度別少人数 指導	小学校 3 年生から中学校 3 年生で算数・数学、外国語の教科において、個々の学習状況に応じたきめ細かな指導を実施。	学校教育室
各種調査結果を 踏まえた教育課程 の改善・充実	全国学力・学習状況調査等の結果から、教育施策の成果と課題を検証し、各学校の課題解決に向けた支援を行うことにより、確かな学力の育成を図る。	学校教育室
特別支援教育の 充実	「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用により、配慮を要する子供の教育的ニーズに応じた教育課程を編成し、実施。	学校教育室
小中一貫教育の 充実	義務教育 9 年間を一体的にとらえ、小・中学校緊密な連携のもと一貫性・継続性のある学習指導や生徒指導を実施。	学校教育室
外国人児童・生徒 への支援	日本語理解の不十分な児童等を対象に、学習や生活の適応を図るため、読み書きを中心とした指導を行うほか、母語での会話を中心とした文化交流活動などを実施。	学校教育室
教職員の資質能力 の向上	教職員が一人ひとりの子供理解を深めるため、貧困問題をはじめとする子供を取り巻く課題に関する研修を実施するとともに、学習意欲の醸成や学習習慣の定着の土台となる授業力の向上を目的とした取組を推進することで、各学校・園における教育力の向上を図る。	教育センター
来所・電話相談 事業	満 3 歳から 18 歳（高校在学年齢）までの本人及び保護者を対象に、教育相談員（臨床心理士・公認心理師）が来所・電話による教育相談等を実施。	教育センター

事業名・取組名	内容	担当所管
出張教育相談事業	教育相談員（臨床心理士・公認心理師）を各小学校に配置し、園児・児童・生徒とその保護者、教職員を対象に教育相談等を実施。	教育センター
進路選択支援事業	経済的な問題等で進路について悩んでいる中学生や青少年及びその保護者に対して、進路選択支援相談員が奨学金等の活用や進路選択の相談・助言を実施。	教育センター
青少年活動サポートプラザ相談事業	子ども・若者総合相談センターとして、困難を有する子供・若者（39歳まで）及びその家族に対し、相談員が関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問）や面談等により自立まで伴走型の支援を実施。 また、高校中退防止、高校卒業、卒業時の進路決定に向け、高校及び関係機関と連携しながら支援を実施。	青少年室
青少年活動サポートプラザ主催事業	青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、青少年の居場所づくりを基軸として、青少年が他者との関わりや様々な経験を通して成長できるよう支援する。 青少年活動サポートプラザにおいて、青少年が安心して学べる場として、学習室を設置。定期テスト期間中や受験時には、席数を増やすため、会議室等も学習室として開放。	青少年室

～さらなる施策の展開～

- 公共施設を活用した自習室の確保
- 生活困窮世帯等への多様な学びの場の提供

基本支援 2 子供の経験・体験機会の充実

現状と課題

困窮世帯ほど、子供の習いごとや部活動、家族での外出などの機会が制限されている傾向で、子供が成長段階に応じて多様な体験をする機会が少なくなっています。子供が多様な人と接して様々な価値観に触れたり、経験を通して自己肯定感を身につけたりする機会が阻害されている状況です。

支援の方向性

生活の状況に関わらず、子供たちが自分の未来を考え、将来の選択肢を広げることにつながる多様な経験・体験の機会を十分に得られるよう、環境を整備する必要があります。

取組の視点

- (ア) これまでの取組に加え、地域や民間企業等と連携して、多様な体験機会の充実を図ります。
- (イ) キャリア教育を通じて将来の生き方を自ら考え選択する力の育成に努めます。

事業名・取組名	内容	担当所管
児童会館運営事業	児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進することによって、児童の心身ともに健全な育成を図る。	子育て政策室
こどもプラザ事業 (地域の学校)	学校休業日を中心に小学校などで、地域の方が持つスキルを活用して、子供たちに体験活動の場を提供。	青少年室
青少年活動サポート プラザ主催事業 【再掲】/青少年クリエイティブセンター 主催事業	青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、青少年の居場所づくりを基軸として、青少年が他者との関わりや様々な経験を通して成長できるよう支援する。	青少年室 青少年クリエイティブセンター
青少年育成事業 (さわやか元気 キャンプ)	不登校や不登校傾向にある児童・生徒を対象に、自然体験活動を通じて交流し、社会性や協調性を育成する。	青少年室
地域の青少年関係 団体の実施する 体験事業	地域の各種団体で構成する各小学校区の青少年対策委員会や各中学校区の地域教育協議会などが、学校や公民館、自然の家等で、フェスティバルやクラフト、宿泊行事などの様々な体験型事業を実施。	青少年室
キャリア教育	児童生徒一人ひとりが自己の個性や生き方、進路の多様な選択の可能性を理解し、将来の夢や希望を抱いて、自らの進路を主体的に選択する能力・態度を育成するために、職業体験や出前授業等を実施。	学校教育室

～さらなる施策の展開～

- 地域や民間企業等と連携した体験機会の創出

基本支援 3 不登校の児童・生徒、ひきこもりの若者支援

現状と課題

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。また、ひきこもりに関する問題も長期化する傾向にあります。不登校やひきこもりの背景には無気力や不安などの本人に係る要因や学習・人間関係などの学校に係る要因、親子関係など家庭に係る要因など様々な要因があります。新たな不登校やひきこもりを生じさせないよう、学校教育の一層の充実に取り組むなど、「未然防止」を図ることはもちろんのこと、「早期発見、早期対応」、さらには「継続的な支援」という各段階に応じて、一人ひとりに寄り添った支援体制を整備することが課題となっています。

支援の方向性

一人ひとりの抱える困難や状況が異なる不登校の子供やひきこもりの若者へのアプローチとして、生活全体を視野に入れた支援の展開が重要であり、関係者及び関係機関が連携する中で個々の状況に応じた支援を行うとともに、相談体制の整備や多様な教育機会を確保する必要があります。

取組の視点

- (ア) 不登校の問題については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、臨床心理士資格・公認心理師資格を持つ教育相談員など専門的知識を有する人材を活用し、「チーム学校」の体制で早期発見・早期対応に取り組みます。
- (イ) 不登校やひきこもりなど孤立しがちな子供・若者と家庭に対して、抱える状況や課題等に応じて必要な支援につなげていくための相談体制の充実を図ります。
- (ウ) 不登校の子供やひきこもりの若者に対して、本人の希望を尊重したうえで、フリースクール等の民間施設や NPO 等との連携により、多様な教育機会や、落ち着いて過ごすことのできる居場所の提供を図ります。
- (エ) 不登校の子供やひきこもりの若者の「社会的な自立」を目指し、生活全体を視野に入れた支援が展開できるよう一人ひとりの現状や支援の状況に係る情報を関係機関で共有し、適切な支援が組織的・継続的に行えるよう努めます。

事業名・取組名	内容	担当所管
不登校児童・生徒支援事業	フレンド(ボランティア)を活用した不登校児童・生徒に対する教育支援教室「光の森」「学びの森」での活動及び家庭訪問活動を通しての学校復帰や社会的自立に向けた支援。	教育センター
子どもサポートチーム事業	スクールソーシャルワーカー等を配置して子供支援のためのサポートチームを編成し、いじめ、不登校、児童虐待等の課題を有する児童・生徒へのケア及び未然防止、課題の早期解決を支援。	学校教育室
来所・電話相談事業【再掲】	満3歳から18歳(高校在学年齢)までの本人及び保護者を対象に、教育相談員(臨床心理士・公認心理師)が来所・電話による教育相談等を実施。	教育センター
出張教育相談事業【再掲】	教育相談員(臨床心理士・公認心理師)を各小学校に配置し、園児・児童・生徒とその保護者、教職員を対象に教育相談等を実施。	教育センター
青少年活動サポートプラザ相談事業【再掲】	子ども・若者総合相談センターとして、困難を有する子供・若者(39歳まで)及びその家族に対し、相談員が関係機関と連携しながら、アウトリーチ(訪問)や面談等により自立まで伴走型の支援を実施。 また、高校中退防止、高校卒業、卒業時の進路決定に向け、高校及び関係機関と連携しながら支援を実施。	青少年室
青少年クリエイティブセンター相談事業	臨床心理士の資格を持つ相談員を配置し、情緒やいじめ、不登校、家庭等に関する子育ての悩みや心配事の相談に応じ、関係機関と連携しながら悩みの解消を図る。	青少年クリエイティブセンター
青少年育成事業(さわやか元気キャンプ)【再掲】	不登校や不登校傾向にある児童・生徒を対象に、自然体験活動を通じて交流し、社会性や協調性を育成する。	青少年室

～さらなる施策の展開～

- フリースクール等の民間施設やNPO等との連携
- 不登校児童・生徒に対する教育支援教室「光の森」「学びの森」の再構築

重点施策Ⅱ 生活・健康への支援

基本支援 4 子供の居場所支援

現状と課題

生活状況調査によると、困窮世帯の中学生では、困りごとや悩みがあっても、誰にも相談できない、したくないと回答した割合が高くなっており、悩みを抱え込んでしまう傾向にあります。

また、放課後は「ひとりである」と回答した割合は約 2 割となっており、子供が安心して過ごせる居場所の必要性が増しています。

支援の方向性

生活の状況に関わらず、子供たちが安全で安心して過ごすことができ、他者との関わりや様々な経験を通して成長することができるような居場所の確保等、すべての子供たちが地域や社会とのつながりを持ちながら成長できる環境づくりが必要です。

取組の視点

(ア) すべての子供が、身近でほっとできる場所（居心地のよい場所）を持てるように、安全で安心して過ごせる居場所を増やします。

(イ) 多くの大人や友人と交流しながら成長できるよう、地域団体等と協力し取り組みます。

事業名・取組名	内容	担当所管
児童会館運営事業 【再掲】	児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進することによって、児童の心身ともに健全な育成を図る。	子育て政策室
子供食堂に対する支援	子供に居場所と食事などを提供し、子供食堂を運営する地域団体等に対して、開設補助や運営支援を実施。	子育て政策室
こどもプラザ事業 (太陽の広場)	放課後に小学校の運動場などを活用し、地域ボランティアの見守りのもと、異学年の交流を図り、自由に活動できる安心・安全な居場所や体験活動の場を提供。	青少年室
小学校の校庭 開放事業	各小学校区の青少年対策委員会が、土曜日の午前中、小学校の運動場などで、子供たちが安心・安全に遊べる居場所を提供。	青少年室
留守家庭児童育成事業	保護者が就労・病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童の健全な育成を図る放課後の居場所を提供。	放課後子ども育成室
青少年活動サポート プラザ主催事業 【再掲】/青少年クリエイティブセンター 主催事業【再掲】	青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、青少年の居場所づくりを基軸として、青少年が他者との関わりや様々な経験を通して成長できるよう支援する。	青少年室 青少年クリエイティブセンター

～さらなる施策の展開～

- 地域団体等による学習の場づくりへの支援
- 新たな子供の居場所づくり

基本支援 5 子供の育ち支援

現状と課題

困窮世帯の子供は、朝食を摂らない、寝る時間が遅いなど基本的な生活習慣を確立しにくい状況にあります。また、生活状況調査からは年齢に見合わない頻度や責任の度合いで家族の世話をするヤングケアラーの存在がうかがえるなど、保護者からの適切な養育や精神的な支援を受けていない状態です。

支援の方向性

子供が生まれ育った環境にかかわらず、心身の健康を保ち、将来に向けての夢や希望を持つことができるよう必要な医療や生活環境などを保障し、自立した社会生活が送れるように子供の育ちを支える必要があります。また、保護者の健康状態は子供の成育環境にも影響を与えることから、保護者の健康増進にも努める必要があります。

取組の視点

- (ア) 子供が心身ともに健康な状態を保持するために、子供と保護者の双方への支援に努めます。
- (イ) 児童虐待やヤングケアラーなど、子供の育ちに重大な影響を及ぼす問題について、相談体制の充実や未然防止のための啓発、学校等との連携による早期把握などの支援に努めます。

事業名・取組名	内容	担当所管
母子健診事業	妊婦・産婦・乳幼児健康診査を実施。	母子保健課
予防接種事業	感染症から子供たちの健康を守るため予防接種を実施。	地域保健課
親子健康応援アプリの開発及び運用	母子健康手帳機能や、各家庭の状況に応じた情報発信の機能を備えた市独自アプリを開発・運用。	健康まちづくり室
子育て短期支援事業	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、児童の養育を児童養護施設や乳児院に対して委託。	家庭児童相談室
子ども見守り家庭訪問事業	生後 4 か月までの乳児がいる家庭に民生・児童委員、主任児童委員等が訪問し、子育てに関する情報を提供。	家庭児童相談室
育児支援家庭訪問事業	子供の養育に関して支援が必要な家庭に育児支援家庭訪問員を派遣し、子育てに関する相談等を実施。	家庭児童相談室

事業名・取組名	内容	担当所管
児童虐待防止対策事業	児童虐待に関する相談や通告への対応を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の事務局として子供に関わる機関と連携して児童虐待の早期発見・重症化防止に努める。児童虐待防止についての理解を深めるため啓発活動を実施。	家庭児童相談室
発達支援保育事業	集団保育において発達を促すため障がい児など支援を要する児童を受け入れる事業を実施。	保育幼稚園室
緊急一時保育事業	保護者が緊急事由により家庭で保育できない場合に期間を限って保育を実施。	保育幼稚園室
休日保育事業	保護者が就労等により日曜・祝日に家庭での保育が困難な場合に保育を実施。	保育幼稚園室
すいた健康サポーター事業	小学校 4 年生を対象にキッズ健康サポーター教室として、参観日や学校開放等の機会を活用し、健康についての授業を実施。	成人保健課
子供の適切な食塩摂取に向けた食育	小学校給食を通じた親子二世代の食育を目的として、減塩調理による新たな給食メニューの提供や、子供及び家庭への啓発を実施。	健康まちづくり室
こども発達支援センター事業	障がいのある児童の心身の発達を促すため、各々の発達課題に即した療育を実施。また、保護者の育児に対する不安や負担の軽減を図るための取組を実施。	こども発達支援センター
ヤングケアラー支援	理解促進のための啓発、学校等との連携により、未然防止、早期発見、早期支援につなげる。	家庭児童相談室
子ども健全育成生活支援事業	生活保護世帯の概ね 18 歳までの子供とその保護者に対し、子ども健全育成生活支援員が家庭訪問等により、日常生活、養育、教育、進学等に関する支援等を実施。	生活福祉室
医療扶助適正化等事業	健康管理支援員を配置し、生活保護受給者に健康管理支援を実施。	生活福祉室

～さらなる施策の展開～

- ヤングケアラーに対する相談しやすい体制づくり
- 食育をより推進するため、中学校給食での全員喫食実施

基本支援 6 相談支援体制の充実

現状と課題

支援機関等へのヒアリングでは、困窮世帯ほど自ら助けを求めることが難しいという状況が確認できました。困りごとや悩みを相談しづらい状況になると、必要な支援が届きにくくなり、精神的に追い詰められて周囲から孤立するなど、さらなる困難を抱えやすくなる状況につながっています。

支援の方向性

子供や保護者が発するわずかなサインを見逃すことなく、困窮世帯の孤立を防止し、地域と関係機関が緊密に連携を図りながら、悩みや困難を抱える家庭を早期に発見し支援につないでいく必要があります。

取組の視点

- (ア) 子供や保護者に様々な相談機関があることを、多方面から多様な方法により周知していきます。
- (イ) 複雑化・複合化した相談内容に対応できるよう各機関において専門知識を深めるとともに、適切な支援につなげるよう連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- (ウ) 親の妊娠・出産期、乳幼児期の相談支援や訪問支援など、あらゆる機会において、支援が必要な子供や家庭の早期発見、早期支援に努めます。

事業名・取組名	内容	担当所管
訪問指導事業	妊産婦及び乳幼児家庭に保健師又は助産師が家庭訪問し、育児等に関する相談や保健指導を実施。	母子保健課
妊産婦相談支援事業	妊娠届出時に保健師又は助産師がすべての妊婦に対して面接し、支援の必要な妊婦を把握し支援を行う等、産前産後の切れ目ない支援を実施。	母子保健課
妊産婦サポートクーポン事業	妊産婦の家事や心身の負担の軽減等を図るため、家事代行や助産師ケアに利用できる電子クーポンを市独自で交付。	母子保健課
産前・産後サポート事業	妊産婦に対し、助産師等の専門職や子育て経験者やシニア世代の子育てサポーターによる相談支援を実施。	母子保健課
産後家事支援事業	家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない出産後 6 か月未満の産婦に対し家事等の支援を実施。	母子保健課

事業名・取組名	内容	担当所管
産後ケア事業	家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない生後 1 年未満の乳児及びその母親を対象に産科医療機関等での宿泊やデイサービスによる心身のケアや育児のサポート等の支援を実施。	母子保健課
育児支援家庭訪問事業【再掲】	子供の養育に関して支援が必要な家庭に育児支援家庭訪問員を派遣し、子育てに関する相談等を実施。	家庭児童相談室
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちを支援。	子育て政策室 のびのび 子育てプラザ 保育幼稚園室
子育て支援 コンシェルジュ事業 (基本型)	子供と保護者の身近な場所で子育て相談に応じるとともに、個別のニーズを把握して、教育・保育施設や地域の子育て支援情報等を提供。	のびのび 子育てプラザ
子育て支援 コンシェルジュ事業 (特定型)	多様な教育・保育施設や事業に対する保護者の選択・利用について相談専門職員による利用支援を実施。	保育幼稚園室
親子健康応援 アプリの開発及び 運用【再掲】	母子健康手帳機能や、各家庭の状況に応じた情報発信の機能を備えた市独自アプリを開発・運用。	健康まちづくり室
こども発達支援 センター事業 【再掲】	障がいのある児童の心身の発達を促すため、各々の発達課題に即した療育を実施。また、保護者の育児に対する不安や負担の軽減を図るための取組を実施。	こども発達 支援センター
家庭児童相談事業	児童虐待など、こどもに関する相談や児童虐待を発見した場合の相談を実施。	家庭児童相談室
来所・電話相談 事業【再掲】	満 3 歳から 18 歳(高等学校年齢)までの本人及び保護者を対象に、教育相談員(臨床心理士・公認心理師)が来所・電話による教育相談等を実施。	教育センター
出張教育相談事業 【再掲】	教育相談員(臨床心理士・公認心理師)を各小学校に配置し、園児・児童・生徒とその保護者、教職員を対象に教育相談等を実施。	教育センター
青少年活動サポート プラザ相談事業 【再掲】	子ども・若者総合相談センターとして、困難を有する子供・若者(39 歳まで)及びその家族に対し、相談員が関係機関と連携しながら、アウトリーチ(訪問)や面談等により自立まで伴走型の支援を実施。	青少年室

事業名・取組名	内容	担当所管
青少年クリエイティブセンター相談事業 【再掲】	臨床心理士の資格を持つ相談員を配置し、情緒やいじめ、不登校、家庭等に関する子育ての悩みや心配事の相談に応じ、関係機関と連携しながら悩みの解消を図る。	青少年クリエイティブセンター
ひとり親家庭相談・就業相談	母子・父子自立支援員及び就業支援専門員が、ひとり親家庭の母及び父等の生活上の相談や、離婚前の相談、修学資金等の貸付けに関する相談、就職や転職、資格取得等の支援に関する相談に応じ、自立に向けての助言や情報提供を行う。	子育て給付課
養育費・面会交流相談等	元家庭裁判所調査官等の専門相談員が、離婚や別居に伴う子供のための養育費や、離れて暮らす親との面会交流に関する助言や情報提供を行う。また、ひとり親家庭の母又は父の養育費の取り決めに係る公正証書等の作成にかかった費用の一部を補助。	子育て給付課
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護世帯以外の生活困窮者に生活全般を含めた自立に関する相談支援等を実施。	生活福祉室
交流活動館相談事業	生活に関する相談事業。	交流活動館
男女共同参画センター相談事業	女性を対象とした悩みや法律に関する相談事業や男性を対象とした悩みに関する電話相談事業を実施。	男女共同参画センター
男女共同参画センター主催事業	男女共同参画に関する主催講座や講演会の開催。	男女共同参画センター
DV防止対策事業	DV被害者の相談や保護、自立生活支援の実施。	すいたストップDVステーション (DV相談室)
地域自殺対策事業	こころの健康相談及び自殺未遂者支援事業における個別相談の実施、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及啓発、ゲートキーパーの養成研修を実施。 若年層でも気軽にストレス度を測ることができるとともに、相談窓口を案内する「こころの体温計」の運用を開始。	地域保健課

～さらなる施策の展開～

- アウトリーチ（訪問）による支援の拡充

重点施策Ⅲ 保護者の就労・経済的支援

基本支援 7 保護者に対する就労支援

現状と課題

困窮世帯ほど非正規雇用の割合が高く、不安定な就労形態であるがゆえに今般の新型コロナウイルス感染症の流行等の社会経済状況の変化によるマイナスの影響を受けやすく、より一層、困窮状態に陥りやすいと考えられます。安定した雇用と保護者が安心して仕事ができるよう子育て環境の確保が課題となっています。

支援の方向性

保護者の安定した雇用を確保し、子育てに力を注げる家庭環境を構築するため、資格取得や職業訓練、賃金面の充実、子供の預け先の確保、勤務時間など子育てに配慮した働き方の実現に向けた就労支援を行うことが必要です。

取組の視点

- (ア) 困窮度が高く、特に支援を要する保護者への就労支援の充実を図ります。
- (イ) 就労支援に関係するそれぞれの担当部局が連携して、円滑な制度へのつなぎと丁寧な就労支援体制を整え、支援対象者の精神面のフォローや保育ニーズへの対応など、きめ細かな支援を行います。
- (ウ) 啓発冊子、リーフレット、市報やホームページなどを通して、労働問題全般にわたる啓発や情報提供を行うことで、ワークライフバランスの実現など、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりを目指します。

事業名・取組名	内容	担当所管
地域就労支援事業	働く意欲がありながら様々な要因で就労に繋がらない、ひとり親家庭の保護者など就職困難者に対する就労相談やスキルの習得、職業紹介などの就労支援。	地域経済振興室
就労体験事業	ひとり親家庭を含む就職困難者を主な対象に、市内事業所で就労体験を実施。様々な阻害要因により、就労にブランクや、経験が乏しい方などに働きはじめのきっかけづくりの場を提供。	地域経済振興室
生活困窮者の就労支援	就労支援員を配置し、生活保護世帯以外の生活困窮者に就労支援を実施。	生活福祉室

事業名・取組名	内容	担当所管
生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者等に対し就労に向けた基礎能力の形成等、就労準備のための支援を実施。	生活福祉室
生活保護受給者就労支援事業	就労支援専門員を配置し、生活保護受給者に就労支援を実施。	生活福祉室
ひとり親家庭相談・就業相談【再掲】	母子・父子自立支援員及び就業支援専門員が、ひとり親家庭の母及び父等の生活上の相談や、離婚前の相談、修学資金等の貸付けに関する相談、就職や転職、資格取得等の支援に関する相談に応じ、自立に向けての助言や情報提供を行う。	子育て給付課
ひとり親家庭就業支援	就業支援専門員がひとり親家庭の母及び父の個々の世帯状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関と連携しながら、継続的な就業支援を行う。また、経済的自立に効果的な資格（看護師等）を取得する場合や対象講座（介護職員初任者研修講座等）を受講した場合に給付金を支給。	子育て給付課
通常保育事業	就労・病気等の理由で、昼間家庭で保育できない保護者に代わって保育を実施。	保育幼稚園室
一時預かり事業	保護者の断続的短期間の就労や就職活動等で、一時的に昼間家庭で保育できない保護者に代わって保育を実施。	子育て政策室 保育幼稚園室 のびのび 子育てプラザ
病児・病後児保育事業	病気か病気の回復期に集団での保育が困難で、かつ保護者の就労等の理由で、家庭で保育することが困難な児童を対象に、医師の判断に基づいて、看護師等が一時的に保育等を実施。	保育幼稚園室
留守家庭児童育成事業【再掲】	保護者が就労・病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童の健全な育成を図る放課後の居場所を提供。	放課後子ども育成室

～さらなる施策の展開～

- 個人の状況に応じた多様な就労支援策の提供

基本支援 8 経済的支援

現状と課題

新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減った世帯割合は、困窮世帯ほど高くなっており、一層切迫した状況に追い込まれています。生活状況調査において、困窮世帯にとって子供にかかる費用助成は、必要な支援の上位に挙げられています。

支援の方向性

各種手当や医療費助成、就学援助など各種の公的支援へ確実につなぎ、生活基盤の安定と経済的負担の軽減を図ることが必要です。

取組の視点

- (ア) 制度の運用方法や周知方法、また制度利用に伴う労力や抵抗を軽減する方策を継続して検討し、各種制度の利用に向けた取組を強化します。
- (イ) 特に支援を要する世帯には、生活保護法や生活困窮者自立支援法等のセーフティネット機能を効果的に活用します。

事業名・取組名	内容	担当所管
生活保護事業	生活保護世帯に生活保護費を支給するとともに、その自立を助長。	生活福祉室
生活困窮者住居確保支援事業	離職等により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し家賃を支給。	生活福祉室
市営住宅への優先枠の確保	市営住宅の募集時における子育て・ひとり親世帯等向けの優先枠を確保。	住宅政策室
小学校就学援助事業	経済的に就学困難な小学生の保護者に学用品費など学校で必要な費用を援助。	学務課
中学校就学援助事業	経済的に就学困難な中学生の保護者に学用品費など学校で必要な費用を援助。	学務課
高等学校等学習支援金支給事業	経済的に修学困難な高等学校・特別支援学校（高等部）・高等専門学校及び専修学校の高等課程等の生徒の保護者に、学習支援金を支給。	学務課

事業名・取組名	内容	担当所管
子ども医療費助成事業	健康保険の資格のある18歳到達年度末までの児童の医療機関等で受診した保険診療の自己負担分の一部を助成。	子育て給付課
ひとり親家庭医療費助成事業	健康保険の資格のある18歳到達年度末までの児童と、その児童を養育するひとり親等の医療機関等で受診した保険診療の自己負担分の一部を助成。	子育て給付課
児童手当給付事業	15歳到達年度末までの児童を監護・養育している者に手当を支給。	子育て給付課
児童扶養手当給付事業	18歳到達年度末までの児童を監護・養育しているひとり親等に手当を支給。	子育て給付課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭等を対象に子供の修学や就学支度、親自身の技能習得等に必要な資金を貸付け。	子育て給付課
幼児教育・保育無償化	幼児教育の推進と少子化対策の一環として、子育て世帯の継続負担を減らすため、3歳児から5歳児までの児童及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童について、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育料を無償化。	保育幼稚園室
留守家庭児童育成室使用料の減免	市民税非課税世帯等の使用料(保育料)を減免。	放課後子ども育成室
さわやか元気キャンプの参加費補助	生活保護家庭の参加者について、参加費を補助。	青少年室

基本支援 9 ひとり親家庭への支援

現状と課題

生活状況調査によると、ひとり親世帯の約半数は、いわゆる相対的貧困※状態です。ひとり親世帯では養育費を受け取っていない保護者が多く、生活困窮にもつながっています。母子世帯では経済的な困窮が、父子世帯では困ったときの相談相手がいないことが生活上の大きな課題となっている傾向です。

支援の方向性

児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成など、各種の公的支援によって子育てに係る経済的な負担を軽減することが必要です。また、自立に向けた就業支援を基本としつつ、ひとり親が抱える様々な課題に対応し、子育てや生活などを総合的に支援する仕組みを充実させる必要があります。

取組の視点

ひとり親が抱える様々な課題に対応できるようワンストップ支援を行うことで、きめ細かい支援を行います。

※ 相対的貧困とは、その国や地域の水準と比較して困窮した状態を指します。

ここでは、今回実施した本市の生活状況調査により、世帯の収入をその家族の人数の平方根で割ったもの（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その半分に満たない場合をいわゆる相対的貧困としています。

事業名・取組名	内容	担当所管
児童扶養手当給付事業【再掲】	18歳到達年度末までの児童を監護・養育しているひとり親等に手当を支給。	子育て給付課
ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】	健康保険の資格のある18歳到達年度末までの児童と、その児童を養育するひとり親等の医療機関等で受診した保険診療の自己負担分の一部を助成。	子育て給付課
ひとり親家庭相談・就業相談【再掲】	母子・父子自立支援員及び就業支援専門員が、ひとり親家庭の母及び父等の生活上の相談や、離婚前の相談、修学資金等の貸付けに関する相談、就職や転職、資格取得等の支援に関する相談に応じ、自立に向けての助言や情報提供を行う。	子育て給付課
ひとり親家庭就業支援【再掲】	就業支援専門員がひとり親家庭の母及び父の個々の世帯状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関と連携しながら、継続的な就業支援を行う。また、経済的自立に効果的な資格（看護師等）を取得する場合や対象講座（介護職員初任者研修講座等）を受講した場合に給付金を支給。	子育て給付課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等を対象に子供の修学や就学支度、親自身の技能習得等に必要な資金を貸付け。	子育て給付課
養育費・面会交流相談等【再掲】	元家庭裁判所調査官等の専門相談員が、離婚や別居に伴う子供のための養育費や、離れて暮らす親との面会交流に関する助言や情報提供を行う。また、ひとり親家庭の母又は父の養育費の取り決めに係る公正証書等の作成にかかった費用の一部を補助。	子育て給付課
ひとり親家庭等生活支援	ひとり親家庭の母及び父等に家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、家事等の支援。また、すいたファミリー・サポート・センター相互援助活動を利用した際に援助会員に支払った報酬（利用料）の一部を助成。	子育て給付課

重点施策Ⅳ 支援体制の整備

基本支援 10 切れ目のない支援体制の整備

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、周囲から孤立しがちな困窮世帯を早期に発見するとともに、子供のライフステージに応じて切れ目なく支援し、寄り添いながら見守る体制強化が課題となっています。

支援の方向性

子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいくことが必要です。また、その後も、支援の網から抜け落ちてしまうことがないように子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことができるよう継続的な視点も求められています。

取組の視点

親の妊娠・出産期、乳幼児期から義務教育、高校教育段階へと切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

会議名	取組内容	担当所管 (事務局)
子供の貧困対策に関するワーキングチーム	次世代を担う子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の解消及び貧困の連鎖を断ち切るための対策を検討し、子供の貧困対策の推進を図る。 年 2 回程度開催。	子育て政策室
産前産後関係機関連携会議	産前産後の支援方法や連携のあり方等を検討し、支援に携わる関係機関のネットワークの強化を図る。 市内の産科医療機関や医師会、助産師会、母子保健課、のびのび子育てプラザ等で構成。 年 1 回開催。	母子保健課
吹田版ネウボラ連携会議	妊婦や子育て世代を取り巻く現状や支援情報の共有、課題の抽出及び吹田版ネウボラを推進するための課題、施策等の検討。 庁内の母子保健、子育てに係る担当室課で構成。 年 2 回開催。	のびのび 子育てプラザ 母子保健課

会議名	取組内容	担当所管 (事務局)
地域子育て支援 関係機関連絡会	子育ての主体形成や地域で子育てし合う基盤の形成を目指して、子供支援、子育て支援に関わる機関や団体が交流や学習をし、有機的な連携を図る。 市内 12 地域ごとに、保育所・幼稚園・認定こども園等、児童会館・児童センター、母子保健課、民生児童委員協議会、地区福祉委員会、吹田市社会福祉協議会の関係機関で構成。 地域ごとに年 2 回程度開催。	のびのび 子育てプラザ 保育幼稚園室
吹田市域療育等 関係機関連絡会	障がい、あるいはその疑いのある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するため、関係機関相互の連携体制の充実を図る。 庁内外の保健、医療、福祉、保育、教育の関係機関で構成。 年 5 回開催。	こども発達 支援センター
児童虐待防止 ネットワーク会議	児童虐待等の早期発見及び適切な保護や支援を図るための情報共有や支援方針等の検討。 庁内外の福祉、教育、保健、医療の関係機関で構成。 代表者会議年 1 回、実務者会議月 1 回、臨時実務者会議年 3 回、個別ケース検討会議随時開催。	家庭児童相談室
子ども・若者支援 地域協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供及び若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、支援に関する情報の交換及び支援体制の整備に関する事項等について協議する。 子供・若者支援に関わる庁内外の関係機関で構成。 代表者会議年 1 回、実務者会議年 2 回、個別ケース検討会議随時開催。	青少年室
生活困窮者自立 支援連絡調整会議	生活困窮者への自立支援を円滑かつ適正に行うために、関係機関から意見又は助言を聴取し、支援内容の共有、役割調整等について協議する。 庁内外の関係機関で構成。 年 1 回開催。	生活福祉室
DV防止ネットワー ク会議	配偶者等からの暴力の防止及び DV 被害者の保護・支援を総合的かつ円滑に行うため関係機関等のネットワークを構築し、DV 防止対策の推進を図る。 代表者会議年 1 回、実務者会議年 1 回程度開催。	人権政策室

基本支援 11 施策の周知や理解促進

現状と課題

生活状況調査では、子育て支援サービス等について、「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかった」、「利用の方法がわからない」、「利用しにくい」という回答が一定あり、施策の周知不足により、利用につながらなかったケースがあることがうかがえます。

また、子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、いかにして社会全体が子供の貧困に対する理解を深められるかが課題です。

支援の方向性

支援を必要とする子供や家庭が、支援施策の情報を確実に得られるよう、効果的な周知を図る必要があります。

また、子供の貧困に対する理解促進のため、市民の意識啓発に努めるとともに、教育・保育等の関係者が子供の貧困問題への理解を深めて、保護者や子供が発する SOS のサインを見逃さないようにする必要があります。

取組の視点

- (ア) SNSなどを積極的に活用して、支援施策の周知に努めるとともに、オンライン申込など利用しやすい方法を検討します。
- (イ) 市民講座や職員研修等の開催や積極的な発信などにより、子供の貧困問題への理解促進を図ります。

事業名・取組名	内容	担当所管
子育て応援サイト「すくすく」	主に妊娠期から子育て期を対象とした子育て支援情報を充実させ、子育て支援サービスの利用促進を図る。	子育て政策室
市の公式 LINE での子育て情報のプッシュ通知	出産予定日や子供の誕生日を登録すると、時期に応じて、妊娠、子育てに関する支援サービスなど様々な情報を発信。	母子保健課他
親子健康応援アプリの開発及び運用【再掲】	母子健康手帳機能や、各家庭の状況に応じた情報発信の機能を備えた市独自アプリを開発・運用。	健康まちづくり室
市民講座の開催	子供の貧困対策への理解促進のため、市民講座等を開催。	子育て政策室他
人権啓発事業	人権啓発のために講演会やパネル展示等を実施。	人権政策室
教職員研修の実施	学校における支援体制充実のため、「チーム学校」について、また、貧困問題をはじめとする「子供を取り巻く課題等」についての研修の実施。	教育センター
青少年指導者講習会の開催	青少年に関わる地域の団体等の指導者を対象に、貧困やネット環境などの青少年を取り巻く課題等の講演等を開催。	青少年室

基本支援 12 子供や子育て家庭を支援する地域づくりの推進

現状と課題

困窮世帯ほど地域で孤立しやすい傾向があり、支援が必要であるにもかかわらず声を上げられずに、周囲が気づいていない場合があります。また、貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、積極的に支援を受けたり、各種サービスを利用したがない等の状況も見られます。

支援の方向性

子供や家庭にとって身近な場所である地域で、その悩みや困り事に気づき、支援につなげるネットワークづくりを推進し、地域、子育て支援に関わる団体、行政等の機関が連携して、重層的な支援体制の充実を図る必要があります。

取組の視点

- (ア) すべての子供と家庭が、地域に見守られながら、夢や希望を持って安心して育つことができる、地域社会の実現を目指します。
- (イ) 地域の子育て支援に関わる団体等がつながれる交流や意見交換の場を設定し、活動状況や課題を共有し、取組の発展につながるよう支援します。

事業名・取組名	内容	担当所管
地域子育て支援 拠点事業【再掲】	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちを支援。	子育て政策室 のびのび 子育てプラザ 保育幼稚園室
子育てサロン	地区福祉委員会が中心になって、就学前の子供とその保護者の交流の場として、地域の公民館や市民ホールなどで定期的に開催。	福祉総務室
子供食堂に対する 支援【再掲】	子供に居場所と食事などを提供し、子供食堂を運営する地域団体等に対して、開設補助や運営支援を実施。	子育て政策室
こどもプラザ事業 (地域の学校) 【再掲】	学校休業日を中心に小学校などで、地域の方が持つスキルを活用して、子供たちに体験活動の場を提供。	青少年室
こどもプラザ事業 (太陽の広場) 【再掲】	放課後に小学校の運動場などを活用し、地域ボランティアの見守りのもと、異学年の交流を図り、自由に活動できる安心・安全な居場所や体験活動の場を提供。	青少年室
民生委員・ 児童委員活動	小学校区ごとに配置された主任児童委員が、児童に関わる機関・団体との連絡調整を行っているほか、学校と連携した見守りや虐待防止など児童福祉の醸成を図る。	福祉総務室

～さらなる施策の展開～

- 重層的支援体制整備事業の検討

2 子供の貧困に関する指標

国の大綱に示されている指標や、市独自で設定した指標を用いて、本市の子供が置かれている現状を把握し、子供の貧困対策の可視化を図ります。

(1) 支援の優先度が高い子供の学習環境について

貧困の連鎖を断ち切るために重要な要素となる経済格差から生じる学習環境の格差を解消する支援のあり方を考えます。

指標	実績 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	備考
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	100%	100%	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	2.2%	2.0%	
生活保護・生活困窮世帯の子供を対象にした学習支援教室を利用した子供の高等学校進学率	100%	100%	
生活保護・生活困窮世帯の子供を対象にした学習支援教室利用に関するアンケートで、「勉強や将来の進路について以前より考えるようになった」と回答した子供の割合	90% (※令和2年度実績)	100%	

(2) 子供が抱えた困難な課題の解消に向けて

いじめ、不登校、児童虐待等の未然防止、早期発見、早期対応や子供の居場所の確保に努め、子供たちが困難な課題を抱えて社会的孤立に陥ることのないよう支援のあり方を考えます。

指標	実績 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	備考
スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	100%	100%	
スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	100%	100%	
スクールソーシャルワーカーの 配置人数	12人	18人	目標は各中学校区に1人配置
子どもサポートチーム(スクールソーシャルワーカー等)が対応したい じめ案件の解消率	92%	100%	
子供食堂箇所数	8カ所	18カ所	市のホームページに掲載している子供食堂箇所数

(3)安定した雇用を確保し経済基盤を支えるために

本市の雇用情勢と生活困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯への就労支援の状況を照らし合わせて効果的な支援のあり方を考えます。

指標	実績 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	備考
就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率	43.3%	50.0%	
ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	87.5%	100%	
JOBナビすいた(無料職業紹介所)における正規雇用を希望し、就業につながった人の割合	25.5%	41.4%	目標は実績を受けて年次的に見直す
吹田市無料職業紹介所における就職決定者の定着率	71%	73.21%	目標は実績を受けて年次的に見直す



第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針

令和5年（2023年）3月

発 行 吹田市 児童部 子育て政策室
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電話：06-6384-1491
FAX：06-6368-7349